

千葉県電子自治体共同運営協議会

										目				次												
第	1 i	章	取消	申記	青(全音	取	消)	に	つい	て.			 •••				••		•••			•••			1
	1	取	消申	請(全部	邓取消	当).	• • • •	• • •		• • • •	•••	• • •	 • • •	• • • •	•••	•••		•••	•••	•••	••	• • •	• • •		1
	2	申	請受	付期	間.	•••		• • • •			•••	•••	• • •	 •••		•••	•••	•••	•••	•••		••	•••	•••	•••	1
	3	申	請方	法.		•••		•••			•••	•••	• • •	 		•••	• • •					••				2
	4	申	請の	流れ		•••		•••			•••	•••	• • •	 		•••	• • •					••				3
	5	提	出書	類に	係る	注意	ţ事 [」]	頁			•••		•••	 • • •		•••	•••		•••	•••						5
	6	申	請(jà	(付)	窓口	I		•••			•••	•••	• • •	 • • •		•••	•••		•••	•••						6
	7	問	い合	わせ	先.	•••		•••			•••	•••	• • •	 • • •		•••	• • •					••		• • •		6
第	21	章	提出	書業	頁に	っ	て		•••		•••	•••	•••	 	•••	• • •	•••	•••		•••			•••		• • •	9
	1	提	出書	類.										 												9

第1章 取消申請(全部取消)について

1 取消申請(全部取消)

令和6・7年度において、参加団体が発注する建設工事、測量・コンサルタント(以下「測量 等」という。)、物品、委託の入札への参加が認められている方(以下「入札参加資格者」とい う。)が、廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合は、「取消申請(全部取消)」 を行う必要があります。

なお、一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消したい場合は、工事及び測量等の 業種は「取消申請(業種取消)」、物品及び委託の業種は「変更申請」により手続きを行ってく ださい。

- ・パーソナルコンピュータ
 ※パソコン・ソフトウェアの推奨環境は「ちば電子調達システム」ホームページ (<u>https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS2P75R.html</u>) を参照し てください。
- ・プリンタ
- ・インターネット接続環境
- ・利用者番号及びパスワード
 - ※ 利用者番号・パスワードを忘れてしまった方は、「ちば電子調達システム」の「利用 者番号再交付申請」・「パスワード再交付申請」から、利用者番号を再取得することがで きます。

再取得の方法は、別マニュアル【利用者番号・パスワード再交付マニュアル】を参照 してください。

(2) 注意事項

「ちば電子調達システム」を利用した変更申請の審査は、共同受付窓口と各参加団体の2 段階審査方式となります。

申請書類の送付先は、個別審査時を除いて、すべて共同受付窓口に一元化されますので、 申請先の参加団体へ直接送付することのないようにご注意ください。

2 申請受付期間

<令和6・7年度名簿>

<u> 令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日</u>

入札参加資格申請の審査は、共同受付窓口で申請書類を受け付けた順に行います。

⁽¹⁾ 申請に必要なもの

3 申請方法

「ちば電子調達システム」(<u>https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</u>)か ら電子申請を行い、電子申請の手続き終了後に同システムから申請書類を印刷し、必要な添 付書類と併せて共同受付窓口へ送付又は持込みしていただきます。

<u>申請に不備があった場合は、共同受付窓口及び各参加団体から入札参加資格申請システム上で補正事項の通知を行いますので、申請後は、必ずシステムにおいて処理状況を確認</u>し、データの訂正や追加書類の提出等を速やかに行ってください。

不備の状態が続くと、審査を進めることができないため、申請を不受理とする場合もあり ますのでご注意ください。

<申請の処理状況について>

申請の処理状況は、入札参加資格申請システムの「申請書履歴一覧」画面において、以下 のとおり、各段階で処理ステータスが表示されます。

確認方法は別マニュアル【第2編 第10章 申請状況の照会】をご覧ください。

申請処理の処理段階	処理ステータス
申請者が電子申請を行った段階	「申請する」
共同受付窓口において、共通審査が終了した段階	「共通審査受理」
各申請団体において、個別審査が開始した段階	「個別審査開始」
各申請団体において、個別審査が終了した段階 (申請団体ごとに表示され、この段階では「審査中」となります。)	「個別審査受理」
各申請団体において、承認が終了した段階 (申請団体ごとに表示され、この段階では「済」となります。)	「承認」
全申請団体において、承認が終了した段階	「共通受付終了」
共同受付窓口又は各申請団体から補正指示が出された段階	「補正指示」
共同受付窓口又は各申請団体からメール連絡が出された段階	「メール送信」
申請者が補正指示に従って、補正を行った段階	「補正」
申請者が申請を取り下げた段階	「取下げ」
申請が受け付けられなかった場合	「共通審查不受理」 「個別審査不受理」
共同受付窓口又は各申請団体が入力項目の修正を行った場合	「職権訂正」

書類の状況	処理ステータス
申請書類が共同受付窓口に到達した段階	
補正指示(不足書類や書類の差し替えなどの提出依頼)による書類	「書類到着登録」
が到達した段階	
申請書類が各申請団体に到達した段階	「個別書類到着登録」

4 申請の流れ

① 申請マニュアル「取消申請(全部取消)」の確認

電子申請を行う前に、本マニュアルを熟読し、あらかじめ、申請する団体、業種、提出書 類等を確認してください。



②システムによる電子申請

入札参加資格申請システムを利用して電子申請を行います。

電子申請の方法は、別マニュアル【第2編 第8章 取消申請(全部取消)】を参照して ください。

※入札参加資格申請システムの利用に際し、利用者番号又はパスワードが不明な場合は再発 行の手続きを行ってください。

(別マニュアル【利用者番号・パスワード再交付マニュアル】参照)

$$\checkmark$$

③申請書等の印刷 ※詳しくは、別マニュアル【第2編 第9章 申請書の印刷】をご覧ください。 電子申請で登録が完了しましたら、システムから申請書等を印刷します。

印刷される書類は、次のとおりです。なお、印刷は<u>片面印刷、A4縦</u>としてください。

- 1. 入札参加資格取消申請書(各団体用)
- 2. 宛先シート、送付票(共通・個別)及び申請(委任)状況一覧

※1の所定の箇所に実印等を押印します。 押印漏れのないようにご注意ください。

④共同受付窓口へ提出書類を送付

すべての書類が整いましたら、後述の「5 提出書類に係る注意事項」にしたがって、提 出書類を共同受付窓口へ送付又は持込みしてください。

提出書類が到達し、受付をして初めて、共同受付窓口及び各団体で審査が開始されます。 (到達した提出書類に不備・不足等がなかった場合、当該申請を受付します。)



⑤審査状況の確認(補正事項の確認)

提出書類の送付後は、定期的にシステム上の「申請書履歴一覧」画面で審査状況を確認し てください。(処理ステータスの詳細は2ページを参照)

申請に不備があるなど補正が必要な場合には、入札参加資格申請システム上で補正指示を 行いますので、指示内容にしたがって速やかに対応してください。



⑥審査の完了

共同受付窓口及び各団体の審査が終了すると、審査完了となります。

※複数の団体に対して申請を行っている場合、審査の進捗状況によって団体ごとに審査完 了日が異なることがありますので、あらかじめご承知おきください。



5 提出書類に係る注意事項

- (1) 書類のサイズ 提出する書類は、すべてA4サイズに統一してください。
- (2) 提出書類の順序

提出書類は下図のとおりに並べて封かんし、<u>必ず宛先シートを貼って送付又は持込みし</u> てください。

なお、<u>クリップ留、ホチキス留、つづり紐やフラットファイルへの綴じ込みは不要</u>です。 並び替えた状態のまま封筒に入れてください。

(3) 封かん前の確認

封かんする前には、必ず、提出書類に押印漏れや不足がないかを再度確認してください。 確認の際は、共通送付票及び個別送付票に提出書類のチェック欄を設けていますので、ご 活用ください。

<u>書類の順序が揃っていない場合や不足書類がある場合は、審査事務を遅延させるだけでな</u> く、申請不受理となる場合もありますので、ご協力をお願いいたします。



6 申請(送付)窓口

下記共同受付窓口へ、全申請団体分の書類を「5 提出書類に係る注意事項」の順序に並べ て送付又は持込みしてください。

なお、<u>封筒には宛先シート(封筒貼付用)を貼って送付</u>してください(宛先シートは、システムから 印刷する様式です。)

※書類送付後に、提出書類の不足が判明した場合は、審査担当者からの連絡をお待ちください。

共同受付窓口 〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎2階 千葉県電子自治体共同運営協議会

7 問い合わせ先

●<u>サポートデスクへのお問い合わせ</u>

サポートデスク 電話:043-441-5551 開設時間 平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

●各参加団体へのお問い合わせ

サポートデスクに電話が繋がりにくい場合は、事業所を置く参加団体又は主に入札に参加し ている参加団体にお問い合わせください(システム操作やシステムトラブル等は除く)。共通 審査が終了していなければ、各団体では状況が把握できない場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。

また、団体個別審査や個別書類に係るお問い合わせは、各参加団体まで直接お願いします。

- ※ お問い合わせの際には、「令和6・7年度取消申請(全部取消)」に関する 内容であることを、初めに伝えてください。
- ※ 申請に関する内容は全て本マニュアル及び別マニュアル【第2編 第8章 取消 申請(全部取消)】に記載しています。

電話が混み合いますので、<u>お問い合わせの前に必ずマニュアルをご一読ください。</u>

※ 特に、よくある質問と答え(FAQ)をまとめた、<u>別マニュアル【第3編 ちば</u> **電子調達システムFAQ】を、**事前に必ず確認してください。

●参加団体問い合わせ先

(令和7年4月1日現在)

団体名	担当課	電話番号	備考
◆サポートデス	マク	043-441-5551	

※サポートデスクが繋がり難い場合などは、事業所を置く団体又は主に入札に参加している団体に 直接お問い合わせください。なお、システム操作やシステムトラブルに関する内容については、 サポートデスクにお問い合わせください。内容によっては回答に時間を要する場合があります ので、あらかじめご了承願います。

また、団体個別審査や個別書類に係るお問い合わせは、各参加団体までお願いします。

千葉県

団体名	担当課	電話番号	備考
て荘旧	(物品·委託) 管財課	043-223-2211	
丁未示	(工事・測量等)建設・不動産業課	043-223-3116	

千葉市・市原市・君津地域

団体名		担当課	電話番号	備考
千葉市	契約課	(工事・測量等) (物品・委託)	043-245-5088 043-245-5089	
市原市	契約検査調	Ę	0436-23-9824	
木更津市	契約検査調	Ę	0438-23-8047	
君津市	管財課		0439-56-1662	
袖ケ浦市	管財契約調	Ę	0438-62-2219	
富津市	管財契約椅	資査課	0439-80-1239	
かずさ水道広 域連合企業団	経理課契約	班	0438-38-4909	

葛南地域

団体名	担当課	電話番号	備考
船橋市	契約課	047-436-2177	
市川市	契約課	$047 - 712 - 8593 \cdot 4$	
浦安市	契約課	047-712-6198	
習志野市	契約検査課	047-453-6140	
八千代市	契約課	047-421-6721	

東葛飾地域

団体名	担当課	電話番号	備考
松戸市	契約課	047-366-1151	
柏市	契約課	04-7167-1121	
流山市	財産活用課	04-7150-6069	
鎌ケ谷市	契約管財課	047-445-1090	
我孫子市	資産管理課	04-7185-1695	
野田市	管財課	04-7199-4922	
北千葉広域 水道企業団	財務経理室	047-345-4011	

印旛地域

団体名	担当課	電話番号	備考
佐倉市	契約検査課	043-484-6111	

団体名	担当課	電話番号	備考
成田市	契約検査課	0476-20-1515	
印西市	財政課	0476-33-4403	
四街道市	契約課	043-421-6113	
白井市	財政課	047-401-6598	
富里市	財政課	0476-93-1116	
八街市	財政課	043-443-1117	
酒々井町	企画財政課	043-496-1171	
栄町	企画財政課	0476-33-7773	

山武地域

団体名	担当課	電話番号	備考
東金市	財政課	0475-50-1125	
山武市	財政課	0475-80-1122	
大網白里市	財政課	0475-70-0312	
芝山町	財政課	0479-77-3907	
横芝光町	財政課	0479-84-1218	
九十九里町	財政課	0475-70-3127	

香取・海匝地域

団体名	担当課	電話番号	備考
香取市	財政課	0478-50-1207	
旭市	財政課	0479-62-5394	
銚子市	財政課	0479-24-8950	
匝瑳市	財政課	0479-73-0085	
多古町	財政課	0479-76-5416	
東庄町	総務課	0478-86-6085	
神崎町	総務課	0478-72-2111	

長生地域

団体名	担当課	電話番号	備考
茂原市	管財課	0475-20-1520	
一宮町	総務課	0475-42-2112	
長生村	総務課	0475-32-2111	
長南町	総務課	0475-46-2112	
白子町	総務課	0475-33-2110	
長柄町	総務課行政管財係	0475-35-2111	
睦沢町	企画財政課	0475-44-2507	

安房・夷隅地域

団体名	担当課	電話番号	備考
南房総市	管財契約課	0470-33-1022	
館山市	管財契約課	0470-22-3296	
勝浦市	財政課	0470-73-6649	
鴨川市	管財契約課	04-7093-7830	
いすみ市	財政課契約管理班	0470-62-1216	
大多喜町	財政課	0470-82-2152	
鋸南町	総務企画課	0470-55-4801	
御宿町	企画財政課	0470-68-2512	

第2章 提出書類について

第2章では、提出書類について説明します。

必ず、本章を熟読したうえで、第1章の申請方法等により手続きを行ってください。

1 提出書類

提出する書類は、以下のとおりです。

提出書類	提出 部数	摘 要
共通送付票	1部	・システムから出力される様式
申請(委任)状況一覧 (附表を含む)	1 部	・システムから出力される様式・申請(委任)状況確認に使用すること。
入札参加資格取消申請書 (全団体・全業種共通)	各 申 本 間 び 業 に 1 部	・システムから出力される様式 ・実印を押印(法人:代表者印、個人:事業主印) ※ <u>行政書士が代理申請する場合は、職印の押印が必要</u>
個別送付票	申請団 体数分	・システムから出力される様式